

令和 8 年度 地域福祉活動支援事業（一般助成）よくあるご質問 一覧

●Q1 令和 5~7 年度、3 年連続で地域福祉活動支援事業（一般助成）の助成を受けています。令和 8 年度は助成の対象になりますか？

A 対象になります。

令和 7 年 2 月の本事業要綱の改定に伴い、これまでの助成回数に関わらず、令和 8 年度の助成決定グループおよび団体を一律で「第 1 年目」として助成回数を算定しています。よって、令和 7 年度に続き当助成に申請をする場合は、令和 8 年度が「第 2 年目」になります。

※要綱（審査および決定）第 2 条の 2 にて「同一のグループおよび団体に対する助成は連続した 3 年間を限度とする。」と規定しています。これまでには助成を受ける「事業」単位で助成回数の算定を行っていましたが「グループおよび団体」単位で回数の算定を行う点が、当改定の要点となります。

●Q2 今回申請するグループの前身となるグループで作成した口座を持っています。助成金の振込口座として、この口座を指定することはできますか？

A 指定いただけません。

口座名義は申請グループおよび団体の名義である必要があります。
別名義、個人口座での申請はお受けいたしかねます。

●Q3 他団体等の助成を受けている事業の申請は可能ですか？

A 可能です。

当助成の助成金は、対象経費総額の 5 分の 4 を上限としています。
そのため、対象経費総額の 5 分の 1 以上の自主財源の充当があれば、他団体等の助成との併用は妨げません。

【事務局】

(福) 神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部地域課

TEL : 045-312-4815 mail : tiiki@knsyk.jp